

輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

○事業者は、毎年度、

- ・輸送の安全に関する基本方針
- ・輸送の安全に関する目標(例えば事故件数等)及び目標の達成状況
- ・事業用自動車の事故に関する情報(総件数及び類型別の事故件数)

等を公表しなければなりません。

○また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、

- ・当該処分の内容
- ・講じた措置
- ・講じようとする措置

について、隨時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。

国土交通省では、運輸安全マネジメントの
浸透・定着を図るため、
取り組み状況のチェック(評価)
を行います。

事業者の規模別に定められた、「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが行われているかどうかチェックします。



評価の実施
予定期は

・安全管理規程作成等の義務のある事業者* 平成19年1月より
・その他の事業者 平成19年4月より

*事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。

- 貨物自動車運送事業(被けん引自動車を除く) 300両
- 旅客自動車運送事業(一般乗用を除く) 200両
- 一般乗用旅客自動車運送事業 300両

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国 土 交 通 省	自動車交通局	貨物課(トラック) 旅客課(バス、タクシー)	☎03-5253-8576	中 部 運 輸 局	自動車交通部	☎052-952-8037、8035、8036
北 海 道 運 輸 局	自動車交通部	☎011-290-2743、2741、2742		近 畿 運 輸 局	自動車交通部	☎06-6949-6447、6445、6446
東 北 運 輸 局	自動車交通部	☎022-791-7531、7529、7530		中 国 運 輸 局	自動車交通部	☎082-228-3438、3436、3437
北 陸 信 越 運 輸 局	自動車交通部	☎025-244-7579(貨物課、旅客課)		四 国 運 輸 局	自動車交通部	☎087-835-6365(貨物課)、6363(旅客課)
関 東 運 輸 局	自動車交通部	☎045-211-7248、7245、7246		九 州 運 輸 局	自動車交通部	☎092-472-2528、2521、2527
				沖縄総合事務局	運輸部	☎098-866-0061(陸上交通課)

※北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の各運輸局の電話番号下4桁は、順に貨物課(トラック関係)、旅客第1課(バス関係)、旅客第2課(タクシー関係)の番号です。

運輸安全マネジメント の導入について

すべての事業者が「輸送の安全性の向上」を行います



平成18年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法(道路運送法及び貨物自動車運送事業法)の一部を改正する法律が施行されます。

「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

平成18年10月から、すべての運送事業者は、**運輸安全マネジメント** の導入により、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。



運輸安全マネジメントとは？

- 1 安全性の向上のための計画を作成し **Plan**
- 2 計画に基づく安全対策を実施して **Do**
- 3 実施したことによる効果を評価して **Check**
- 4 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する **Act**

という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

具体的には…

輸送の安全に関する取り組みが必要になります

次の7項目について取り組みを行います

Step

2

輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、従業員に十分周知させます。



Step

1

社長は輸送の安全の確保に最終的な責任を有することを明確にします。



Step

3

基本的方針に基づいて輸送の安全の確保に関する目標を設定します。また、輸送の安全に関する目標を達成するための計画を作成します。



Step

4

情報の共有や伝達が確実に行われるようになります。



Step

5

運輸安全マネジメントの実施状況などを事後チェック(評価)し、改善点の有無を検証します。



Step

6

業務の改善を行い、次の目標や計画に反映させます。



Step

7

上記の取り組みについての記録を適切に管理します。

